

ケムブリッジ大学図書館所蔵イーリ小修道院領荘園 裁判記録

著者	朝治 啓三
雑誌名	関西大学東西学術研究所紀要
巻	38
ページ	A25-A36
発行年	2005-04-01
その他のタイトル	Court Rolls of Swafham Priory Manor of Ely, kept in Cambridge University Library
URL	http://hdl.handle.net/10112/12565

ケムブリッジ大学図書館所蔵イーリ小修道院領荘園裁判記録

朝 治 啓 三

Court Rolls of Swafham Priory Manor of Ely, kept in Cambridge University Library

Keizo Asaji

Ely Diocesan Records were deposited in Cambridge University Library in 1962, and the archives of the Dean and Chapter of Ely were deposited in the same Library in 1970. Medieval Documents of them were studied, classified and catalogued by many scholars, including James Bentham, E.O. Brake, and Dorothy Owen. Edward Miller analysed the medieval liberty of the Bishops and Priors of Ely intensively, using those documents and many other manuscripts in the British Library, the Bodleian Library and the Public Record Office. He stressed that the bishops and priors held a higher degree of liberties, especially in the field of jurisdictional privilege or advantage, as compared with contemporary lay magnates. He explained that the range of the liberty of Ely was as comprehensive as to include the right to judge criminal cases, from murder and violence to misdemeanour. According to Miller's conclusion, however, even such a highly privileged liberty was a grant from the king, and the rule of justice kept in the liberty was the same common law as that of the Realm of England. The king and the bishops were supposed to be in good partnership concerning the administration and jurisdiction of the whole of the Realm. Mistrial in the Bishop's or Prior's court was redressed in the King's court. The Latter's authority comprehends all the jurisdiction of lesser courts. Bishop's liberty was not regarded as an exception.

However, scholars who read of the King's eyre rolls in the thirteenth century

easily find not a few examples of bishop's decisive authority in jurisdiction in his liberty. Kings' justice seldom contradicted the decision of the bishop's court. The Hundred jury, comprised by local landholders, made indictment and presentment to the eyre justices, and sometimes gave verdicts to them. In almost all the cases, the justices gave judgement in accordance with the jurors' verdicts. Is it right to say that the king's jurisdictional authority kept complete hold of all the crimes or criminals in local society? In the paper, I pick up some examples of typical and non-typical criminal cases in the court rolls of Swafham Prior manor of Priory of Ely in the 13th century, and reconsider how comprehensive the liberty of Ely was.

はじめに

拙稿「13世紀トリップロウ・ハンドレッドのレガリア、荘園領主裁判権、十人組」において、荘園住民に対する、今日の分類では刑事事件に関する裁判権は、誰が如何なる権限で行使したのかを検討した¹⁾。イングランド法制史の教科書的説明によれば、軽罪は荘園領主の裁判権 court baron、重罪のうち国王専管訴訟に関しては、日常的には荘園住民により構成される十人組 tithing が把握して、そのうち殺人事件については検屍官 coroner が、またその他の刑事事件については村民の叫喚追跡義務 hue and cry が事実調べと容疑者拘束の責任を負うことが決められ、半年に1度のシェリフ sheriff の巡回 tourn もしくは、ほぼ7年に1度、国王が派遣する巡回裁判官 justices in eyre の法廷で裁かれたと説明されている²⁾。しかし前掲拙稿で述べたように、特権 liberty を保有する領主の荘園においては、殺人などの重罪に関する裁判についても特権領主が裁判権、処罰権を行使していた³⁾。

これらの裁判に関する史料のうち、13世紀に関してはシェリフのターン tourn、コロナの審問、村民の叫喚追跡、十人組の裁判準備に関する記録は現存していない。これに対して国王巡回裁判の記録がロンドンの公文書館 National Archives, Public Record Office, London に保存されており、特権領主の荘園裁判記録が英国各地の大学図書館や地方古文書館に保存されている⁴⁾。もし同時期にこれら二つの種類の記録が共に現存するならば、それらを比較すれば教科書が述べるように国王裁判権が数多の荘園領主の裁判権のみならず、特権領主の裁判権をも支配下に収めていたのか、それとも国王と特権領主との間では、いわば裁判権の分担が行われていたのかを知ることが出来るであろう。

前稿以後に判明したイーリ司教領及びイーリ小修道院領荘園の記録のうち、現存するものは

次の通りである⁵⁾。1. West WrattlingのFreville家の荘園裁判記録。2. Harston Tiptoftマナ(manor荘園)裁判記録。3. MeldbournおよびSwafhamマナが合体している裁判記録。4. ステイン・ハンドレッドのSwafham Priorにある小修道院領荘園裁判記録。これらのうち本稿では、ステイン・ハンドレッドの記録を用いて特権領主の荘園裁判権が、13世紀イングランドにおける刑事裁判権の体系ないし構造の中ではたしていた役割を解明する作業の準備を行う。この史料を選択した理由は、この記録が13世紀後半のものであること、1275、1278~79年のハンドレッド・ロールズに同時期の土地保有者に関する記録があること、さらに1286年実施の国王巡回裁判記録⁶⁾があることによって、裁判権の比較が可能であるという事情による⁷⁾。

1. ケムブリッジ大学図書館所蔵イーリ小修道院記録について

イーリに修道院monasteryが設立された経緯や年代については諸説があるが、ミラーによればアングロ・サクソン時代の10世紀後半に、エドガー Edgar王が司教エセルウォルド Ethelwoldに与えた特許状により、かつて修道院St. Etheldreda's abbeyのあった場所に、1世紀以上の空白をおいたのち、再び教会churchが設立され、イーリの特権領libertyが設置された。これが中世のイーリ Isle of Elyの起源となる⁸⁾。しかしミラーも注意を喚起しているように、エドガー王が与えた土地landと、ノルマン征服以後にイーリの特権領域libertyと呼ばれるようになった地域とは区別しなければならない。時代も歴史的な存在意義もまったく異なるからである。

イーリ司教座聖堂付属小修道院cathedral priory of Elyの所領や裁判権については、更に解説を必要とする⁹⁾。1109年にそれまでリンカン司教区の一部であったイーリは、新たにイーリ司教区として発足した。12世紀には司教は修道院monasteryの長abbotであり、修道士たちは司教の主宰する修道院総会chapterの構成員とみなされ、abbotである司教が小修道院長priorを任命していた。しかし1198年に司教ウィリアム・ロンシャンが死んだとき以後、小修道院総会がその長priorを互選する例が始まり、独立性が高まった。かつての修道院abbeyの財産は1109年以後、修道士会conventと新任司教Herveyとの間で分割された。修道士達は特権領Isle内の6マナ、ケムブリッジシア内の6マナ、サフォーク州の12マナの領有、および6½ハンドレッドの裁判特権などを認められた。しかし世俗財産と特権の分割について、修道士会は司教の取り分が多いことを、その後も不満に思っていた。中世を通じて司教は、Isle of Elyと呼ばれる地域とケムブリッジシアとを司教管区dioceseにしていた。司教はこれらの地域を中心に、イースト・アングリアー帯に広く分布するイーリ特権領に所属する荘園の住民に対する世俗裁判権を認められていた¹⁰⁾。イーリ司教区が設立された1109年以後、小修道院長priorと修道士

会 convent は分与された土地と特権とを管理することとなり、司教と同様にリート裁判権や処罰権などを行使していた¹¹⁾。16世紀の修道院解散までこの体制が続く。その後は聖堂参事会長 Dean と 8 人の参事会員 Canon からなる参事会 Chapter が経営にあたり、現在もその形式が踏襲されている。

イーリ司教管区に関する文書 (Ely Diocesan Records) は1962年以後、またイーリ小修道院に関する文書 (Ely Dean and Chapter Archives) は1970年以後、共にケムブリッジ大学図書館に保存され、Manuscript Reading Room にて閲覧可能である¹²⁾。但し教区関係の史料 parish records の大部分はケムブリッジシア、ハンティンドンシア等の地方史協会 County Record Office が保存している。EDR には主として司教の司牧や管区経営そして教会及び世俗裁判権に関する記録が含まれ、EDC に含まれるのは、聖堂 Cathedral、学校 college、cathedral school、及び所領 (荘園や土地) の経営、維持、支配に関する記録である。

中世のイーリ小修道院関係の記録がすべて現存するわけではなく、オーウェン博士によれば、16世紀の修道院解散までの約3世紀間に修道院が生み出した文書のうち、今日まで残されたのはほんの僅か few である。新任の参事会員がタイトル・デード (権利証書) や先例の記録を求めた場合にのみ、かつての修道士の文書が宗教改革期の訴訟において引き合いに出されるために取り出されて、今日まで残ることになったと言う。好古家や訴訟関係者が借りた文書を返さなかったことや、17世紀中葉の革命時の混乱も文書保存にはマイナスであった¹³⁾。小修道院関係の世俗財産関係の文書のうち、12世紀までのものを集めてブレイク E.O. Blake が1962年に *Liber Eliensis* を公刊した。オーウェンやブレイクの研究によれば、イーリ司教領や小修道院領に関する特許状や寄進文書のうち、かつてミラーが想定していたアングロ・サクソン時代後期の寄進を示すオリジナル文書はまったく存在してはいない。またその写本もなく、カーテュラリにも載せられてはいない¹⁴⁾。小修道院領の初期の状態を示す史料となる文書は *Liber Eliensis* の第3部 the book three 収められているが、それは現在ラムベス・パレス図書館にある15世紀の写本から成り立っている¹⁵⁾。それらを調査すると、当時の修道士たちが小修道院の権利を守るために文書を「作成した」可能性があるという¹⁶⁾。宗教改革以後の世俗財産関係の記録はすでに整理されて手引書が公刊されている¹⁷⁾。そのうち小修道院の所領に関する会計文書、裁判文書などは、1540年以後についてはケムブリッジ大学図書館に収められ、オーウェン博士によって細かい目録も作成されている¹⁸⁾。それ以前の所領関係の文書については現時点では大まかな分類だけなされて、一括して複数の文書が大きな紙箱に収められ、個々の文書の年代確定は厳密な意味ではなされていない。

そこで本稿ではケムブリッジ大学に保存されているこれらの中世関係の文書のうち、ケムブ

リッジシアのステイン・ハンドレッドのSwafham Prior村にある、13世紀の小修道院領の荘園法廷記録の史料考証を行う¹⁹⁾。史料研究はアーキヴィストarchivistが行う古文書学的研究方法と、歴史家が行う原史料に基づく歴史学実証研究の方法との2方面から行われ得るが、ここではまず前者の方法で史料を紹介する。その史料が語る内容についての分析に関しては別稿を予定している。

中世関係の文書に関しては既にオーウェンが一部を紹介済みである。そのうち著名なものが二つあり、どちらもイーリの特権領研究には不可欠の史料である²⁰⁾。まず司教領の財産目録を収集整理する試みが13世紀前半になされ、その結果が1251年に作成されたと言われるGreat Coucherと今日呼ばれている文書に結実している²¹⁾。小修道院領に関しても同様の文書集カーテュラリがあるが、含まれている特許状類は1066年以後14世紀はじめまでのものを写したものである²²⁾。司教Fordhamと小修道院長とのイーリ特権領内での管轄をめぐる15世紀の合意文書も写本として残っている²³⁾。つまりいずれもオリジナルではなく、コピーを集めたものである。

2. ステイン・ハンドレッドのスウォファム・プライア荘園について

ケムブリッジシア北東部に位置するステイン・ハンドレッドには、21世紀初頭現在ではスウォファム・プライアSwafham Prior、スウォファム・ブルベクSwafham Bulbeck、ボティシヤムBottisham、ストウ・クム・キーStow cum Quy、リトル・ウィルブラムLittle Wilbraham、グレイト・ウィルブラムGreat Wilbrahamの6村と、リーチという小村hamletがある²⁴⁾。スウォファム・プライアには今日、教区教会が二つあるが (St Cyriac, St Mary's)、中世にはこの村は2教区に分かれていた。中世の教区の境界線は大まかには今日の教区のそれと一致していたと思われる²⁵⁾。ドゥームズデイ・ブック作成の1086年当時スウォファム・プライア村は10ハイドと査定され、国王の直臣である伯アランcount Alanと、ハードウィン・ド・スケイラーズHardwin de Scalersとが主たる上級土地保有権者であった²⁶⁾。

13世紀に同村に存在していた荘園はイーリ小修道院領のそれと、スケイラーズ家の流れを引くCriketot家のそれとがあった。小修道院領のスウォファム・プライア荘園はヴィクトリア・カウンティ・ヒストリの著者によれば、1109年におけるかつての修道院abbey領が司教領と小修道院領とに分割された時、司教ハーヴェイ (1109-1131) によって2と7/8ハイドが小修道院に与えられたもので、その後の司教ナイジェルによっても確認された、という²⁷⁾。しかしこの寄進なり譲渡を示す特許状のオリジナルは現存してはいない。1252年には国王ヘンリ3世が、かつてリチャード1世時代に発給されたと言われている特許状を確認したとの記事もある²⁸⁾

が、その特許状のオリジナルはない。一方Cricketot家の荘園は1235年頃にはFraunceys家に移り、当時の領主Eborard le Fraunceysがリチモンド・オナからの保有地と合わせて保有していた。Eborardの土地は1279年までにはReginald de Eylshamの手に渡っていた²⁹⁾。これら2者以外に征服前のイーリ修道院の土地から、13世紀に荘園を保有するのは、John son of Baldwinである³⁰⁾。一方征服後伯アランのリチモンド・オナを引き継いだバーグ家The Burghsは、隣接するSwafham Bulbeckにも土地保有する。この家から1¼ハイドを保有するのがボーンBournの領主であるペッシュ家The Pecchesであり、これがこの村の第4番目の荘園である。1281年にはその家のギルバートがその荘園を、裁判官のロウジャ・オヴ・レスタへ売却した。ロウジャはまもなく1296年には同荘園をJohn of Brighamへ転売したが、ペッシュ家の上級領主権は残っていたのかもしれない。1302年にはSir William PeccheがJohn死後、相続者の後見人になっている³¹⁾。

これら4つの荘園の領主たちはそれぞれに特権を保有していると主張したのであろうが³²⁾、ハンドレッド・ロールズによればイーリ小修道院長はフランクプレジ査察権、パンとエールのアサイズ、サク・アンド・ソク、インファングシーフ、そして絞首台の保有を主張した。これらの権利を実行したことを示す荘園法廷記録は、1270年以降の分について現存する。第3の荘園領主であるJohn son of Baldwinも、1275年にフランクプレジ査察権を主張した³³⁾。その法廷記録は現存しない。第4の荘園領主であるPecche家が特権保有を主張した記録は見当たらない。

3. ケムブリッジ大学図書館所蔵イーリ小修道院領荘園法廷記録

イーリ小修道院長の地域住民に対する裁判権と、国王巡回裁判官のcrown pleasに関する裁判権との管轄の違いを見極めるべく、ケムブリッジ大学図書館マニユスクリプト・ルームに配架されている手書きの「手稿本分類概要」を参照した結果、同年代の両者の記録が現存する珍しい事例としては、イーリ小修道院領荘園の法廷記録の内、次のものが該当することが判明した³⁴⁾。EDC 7/12は、Swafham Priorにある小修道院領荘園法廷記録（大きな2個の紙箱に分類不十分なまま巻物状にて収納）で、その中に収められているロールrollsには番号が振られている。「概要」と現物の羊皮紙を対照しながら以下のことを突き止めた。EDC 7/12/1はEstates of Fines (compiled in early 14th century) from the court of 49 Hen III to Eliz I, 1264-1559, 4 mems.と書かれている。EDC 7/12/2は、9, 11, 14, Ed I, (view of frankpledge, and leet), 4 mems.と書かれ、EDC 7/12/3は (?) Ed I, view of frankpledge and leet for Swafham, 1 mem.と記されている。さらにEDC 7/12/4は undated, 15-18 Ed II (1321-25) view of frankpledge and leet, 8

mems. と記されている。以下EDC 7/12/5から7/12/10までは同じく Swafham Prior 荘園の14-17世紀の記録とみなされている。この紙箱には *compoti* として分類された3 rolls, late 14, 15 centuries が収められているが、「概要」には “damaged, not available” と書かれている。マニユクリプト・ルームのアーキヴィストであるメドウ氏 Mr. Meadow と共に開こうとしたが、羊皮紙の傷みがひどく文字判読も困難であることがわかり、触らないことにした。

EDC 7/12/1として分類された4葉の羊皮紙から転写を始めた結果、以下のことが判明した。いずれも法廷記録であるが、manor court rollsのオリジナルではなく、4葉の羊皮紙相互には関連がない。1葉目の羊皮紙は最後の日付である35 Ed I(1306年)ごろに、それまでに存在していたであろう手書きのメモから、Swafham Priorにある小修道院領荘園の分だけ抜粋して年代順に並べたものであろう³⁵⁾。記録の内容は大半が土地訴訟というより土地取引の確認である。羊皮紙第2葉の表面はやはり土地訴訟の記事が主であり、裏面の頭書きは *anno rr^ E^ fil^ R^ E^ prim^* となっているので、エドワード2世の初年(1307)であろう。以下治世年は連続している。第3葉(25cm×10cm)と第4葉(20cm×31cm)とは頭部を現代の糸で繋ぎ合わされている。第3葉頭部には10cm程度の切れ込みがある。頭書きは *Swafham Prioeres cur^ ibidem ann^ rr^ E^ fil^ R^ henr^* (以下破れて読めない) で、エドワード1世の治世5年目は1276年である。以下抜粋された裁判記録が同じ手で治世年順に並んでいる。裁判内容は *curia et leta*、すなわち隷農のための荘園裁判 *court baron* 記録と、自由民のためのフランクプレッジ査察の報告である。記録は裏面 *dorso* にも続いていて、最下段の治世年は *anno xxxv* (1306) である³⁶⁾。第4葉表面 *recto* は次のように始まる。 *Swafham Fines cur^ ibidem Anno rr^ E^ fil^ E^ primi... a^ i Cur^* これはエドワード2世の治世1年目、すなわち1307年の裁判記録である。最下段の治世年は *anno viii* (1314) であり、裏面 *dorso* には記述がない。上述した手書きの「概要」の記載があまりに簡潔すぎたために、それだけでは裁判の内容まではわからなかったが、記録内容を読んでもみると、隷農と自由人の土地権利の確認の根拠となる訴訟の記録の抜粋であることが分かった。

EDC 7/12/2も同じ荘園の法廷記録で³⁷⁾、4枚の羊皮紙は繋がってはいないが巻物状にて保管されている。1番上の羊皮紙から仮に番号をつける。羊皮紙1の表面には、 *Swafham Curia et visus frankplegii ibidem die lune fest^ sti^ Mich^s anno rr^ E^ Nono* とあり、*r* がエドワード1世を意味するものであるとすると、1280-81年にあたる。内容は窃盗などを含む刑事事件の訴訟のほか、陪審による告発に始まる訴訟もある。第1葉裏面には物納されるべき穀物の価格評価も載せられている。第2葉(23cm×47cm)表面は別の手で、エドワード1世の治世11年目のクリア *Curia* であると頭書きされている。 *essoin* 表の後に罰金額一覧が続く。裏面にはその

合計額が記されている。第3葉(19cm×41.5cm)表面はまた別の手で書かれ、頭書きは Curia et Letaで、エドワード1世の治世12年目の記録である。Cuirの欄では cap[^] pleg[^] present[^] quod と書かれ、証人代表が訴訟すべき事件を自己申告していることが分かる。第3葉裏面では場所が Swafham ではなく、小修道院の別の所領である Stevech[^]の裁判記録が記されている³⁸⁾。形式は表面と同じである。治世年はエドワード1世の13年目である。第4葉の表面は再び Swafham Prior 荘園での Curia et Leta になり、裏面は Stevech[^]の記録となる。最後の治世年はエドワード1世の14年目である。

EDC 7/12/3は羊皮紙1枚(22.5cm×35cm)である。表裏の区別は不明で頭書きはない。しかも地名としての Swafham の名は一切出てこない。しかし紙箱の中のこのロールにつけられた小紙片には probably Swafham と書かれている。essoin から始まる。陪審表が付いている。内容は刑事訴訟(トレスパス)に近い³⁹⁾。訴訟記録のオリジナルかもしれないが、1枚だけ孤立しているのは、何らかの目的のために全体の記録のなかから取り出されて残ったものであろうか。

エドワード1世治世の Swafham Prior 荘園に関する裁判記録は以上である。

4. 裁判記録調査から判明すること

本稿ではここまで、筆者がケムブリッジ大学図書館で参照した史料の分類番号を、EDC 7/12/1~4と紹介してきた。2001年1月に初めて転写してから、2002年7月まではそのままであったが、2003年3月に再び請求した際、館員も探し当てることができず、アーキヴィストが直接筆者に希望する古文書の内容を確かめた上で、EDC 7/13/1~4の分類番号付けられたいつもの紙箱2つを差し出した。アーキヴィストの話では番号が変わったとのことであった。理由は不明である。この新しい番号は新たに設けられたというよりは、すでに存在した別の文書の番号を流用したのである⁴⁰⁾。従ってかつてその番号を与えられていた文書類は、別の番号を与えられねばならないはずである。本稿では以後は新しい分類番号を用いる。

この変化は、1990年代半ばには脱稿していたヴィクトリア・カウンティ・ヒストリの記述にも影響を与えずにはおかなかった。ケムブリッジシアの第10巻、スウォファム・プライアの「行政」を扱った頁では、次のように史料が紹介されている⁴¹⁾。

EDC 7/12/1	estreats 49 Hen III - 1 Ed II	…… (HMCの分類では)	49 Hen III
EDC 7/12/2	9-14 Ed II	…… (HMC)	9, 11, 14 Ed I
EDC 7/12/3	no date? - c.1300	…… (HMC)	? Ed I
EDC 7/12/4	14-18 Ed II	…… (HMC)	15-18 Ed I

すぐに気が付くように、7/12を7/13と読み替えるだけでは済まない混乱が見られる。まず7/13/1は、ヘンリ3世の49年目の裁判記録が最初であることはうなずけるが、最後の年がエドワード2世の初年であることは史料からは確認できない。上述したように羊皮紙第4葉の最後の治世年は、エドワード2世の8年目である。次にEDC 7/13/2はエドワード2世の治世9-14年ではなく、正しくは「ヘンリ王の息子のエドワード」すなわちエドワード1世の治世9-14年目である。羊皮紙にはrr[^]E[^]nono としか書かれておらず、エドワード2世かもしれないという懸念はあるが、裁判に登場する人物名が4枚とも共通していること、および上記のEDC 7/13/1の羊皮紙第1葉に登場するHugo de Elyeが、両方の古文書に登場することから、時間的に近いエドワード1世治世であると考えるのが妥当であろう。EDC 7/13/3については時期を確定する外的な根拠はない。地名人名の同定作業から割り出すしかないであろう。EDC 7/13/4はエドワード2世時代の記録であることは、VCHの著者も、マニユスクリプト・ルームの「概要」も一致しており、ほぼ間違いはない。記録の記述がE fil[^]Eとなっていることから、むしろHMCのRNAの説明（エドワード1世治世）が誤っている可能性が高い。

おわりに

EDC 7/13/1~3を分析することによって、イーリ小修道院長が領有する荘園の住民に対してどのような支配権を行使していたのかを知ることができるのは言うまでもない。ではcrown pleasと呼ばれた訴訟の種類について、国王の裁判権と院長の裁判権との管轄は、法制史教科書が教えるとおりに、上下関係にあったのか、それともいわば分担関係にあったのか。これが解明可能な論点のひとつである。それだけではない。荘園領主の裁判権が果たす地域住民にとっての意義は何か。裁判記録を読めばすぐに気づくように、事件の告発は職権訴追の形式をとってはいない。つまり領主の常設した役職者が事件を見つけ出して犯人を捕らえ、証拠を調べて審理を行い、判決を下すという形をとってはいない。隸農の場合には証人代表capital pledgeが取り上げるべき事件を選び、訴訟当事者を調べ、領主法廷に報告する。領主またはその代理人は結果のみ聞き、罰金を科して決着させる。適用されるルールはby-law村法である。自由人は国王法廷に出訴する資格があるが、重要事件以外は荘園在住の自由人だけで決着し、その結果をフランクプレジ査察権を持つ領主の法廷に報告する。領主裁判権による決着は事件の再発を防止するための、あるいは事実を確定するためのいわば登記の役割を持つ。このように裁判権者である領主とその裁判権に服する現地住民の団体とが、相互に役割を果たしながら、地域の治安維持や日常の行政が行われている状況を、これまでの教科書が説明してきたように、上からの支配権が農民に至るまで貫徹していたと捉えることでよいのか⁴²⁾。これが2番

目の論点である。

crown pleasの裁判権管轄をめぐる、まずは国王、次いで伯や小修道院長のようにフランクプレッジ査察権などの特権を持つ領主、そしてそれ以外の在地の領主、大まかに言えばこれら3種の権力主体が裁判権行使の役割を具体的にはどのように分担していたのか、さらには陪審や村共同体、それに十人組などの形で権力行使に関わった被治者の団体の役割は何か、これが第3番目の論点であり、これらを解明することが次の課題である。

注

- 1) 拙稿「13世紀トリプロウ=ハンドレッドのレガリア、荘園領主裁判権、十人組」國方敬司、直江眞一編『史料が語る中世ヨーロッパ』刀水書房、2004年2月、199-221頁。
- 2) Maitland, F. W., *The Constitutional History of England*, Cambridge, 1908, rep. 1968, pp. 47, 106, 109-110, 111, 114, 132, 163, 233. (小山貞夫訳『イングランド憲法史』創文社、1981, 65, 143, 146-147, 149, 153, 177, 218, 309頁) 拙著『シモン・ド・モンフォールの乱』京都大学学術出版会、2003年、256頁。拙稿「ケムブリッジ大学図書館所蔵イーリ小修道院文書」『東西学術研究所所報』78, pp. 2-3, 2004年4月。
- 3) 拙著、256-257頁。
- 4) 荘園裁判記録に関する情報を網羅的に収めているのは歴史的古文書委員会National Archives, Royal Commission of Historical Manuscripts (HMC)にあるデータRegister of National Archives, RNAである。既に筆者はケムブリッジシアのトリプロウ・ハンドレッド内にあるイーリ小修道院領バinton荘園の記録を用いて、国王と荘園領主との裁判権の分担について検討した。拙著、269-272, 285頁参照。
- 5) HMCにおける調査に基づく。資料の保存場所については、次の通りである。Cambridgeshire County Record Office, CRO R97/45; British Library, Add. Charter 18521; Cambridge University Library, EDC 7/8/1, 11 Ed I, EDC 7/8/2, (Meldreth Manor), 13th century; CUL, EDC, 7/12/1, 7/12/2, 7/12/3, 7/12/4.
- 6) PRO, Just 1/92.
- 7) 特権領主としてのイーリ司教や小修道院長の裁判管轄と国王のそれとの比較という、一般的な論点のほかに、1258-67年のバロンの反乱に関してイーリ司教領内で生じた諸事件と、国王の権力行使との関連についての史料分析も、今回の史料を取り上げる理由のひとつである。しかし現時点では細かく紹介する余裕はない。
- 8) Miller, E., *The Abbey and Bishopric of Ely*, Cambridge, 1951, pp. 15-35.
- 9) Owen, D., 'The Muniments of Ely Cathedral Priory', C.N.L. Brook et al. ed., *Church and Government in the middle ages*, Cambridge, 1976, pp. 157-176.
- 10) *Victoria County History, Cambridgeshire and the Isle of Ely*, vol.2, 1967, pp. 203-204.
- 11) Miller, *op. cit.*, pp. 201, 207, 211, 216; CUL, EDC, Liber M, f612.
- 12) Owen, D., *The Library and Muniments of Ely Cathedral*, Ely, 1873; Do., *A Catalogue of the Records of the Bishop and Archdeacon of Ely*, The Marc Fitch Fund, 1971. そのほか次の参考書が有効である。Blake E.O., *Liber Eliensis*, Camden 3rd ser. xcii, 1962; Ker, N.R., *Medieval Library of Great Britain*. Royal Historical Society, 1964; Do., *Medieval Library of Great Britain, supplement*, ed. by A.G. Watson, Royal Historical Society, 1987. イーリ司教領の文書の分類については、16世紀以後のものが主体であるがGibbons, A., *Ely Episcopal Records*, Lincoln, 1891も参考にした。
- 13) Owen, 'The muniments of Ely Cathedral Priory', p. 157.

- 14) Owen, op. cit., pp. 158-9; Blake, op. cit., pp. ix-x. オーウェンによれば、Liber Mは14世紀初めの手になるカーテュラリの写本であるが、14、15世紀の文書も含まれているので、付け加えられ続けたとみなすべきであろう。この文書集の写本はBritish LibraryやBodleian Library, Oxfordにもある。Owen, op. cit., p. 161, 162-65.
- 15) Lambeth Place Library, MS 448. (筆者未見)
- 16) Blake, *Liber Eliensis*, p. xxxiv.
- 17) Owen, *A Catalogue of the Records of the Bishop and Archdeacon of Ely*, Ely, 1971.
- 18) ケムブリッジ大学図書館マニユスクリプト・ルームに配架されている。オーウェンによれば小修道院関係の文書が各地に分散した経緯は次のように説明される。Owen, 'Muniments', pp. 171-174. 16世紀の宗教改革時にヘンリ8世の命令で修道院が解散させられて以後、財産管理は先述したように参事会長 deanによって行われたが、初代の会長は最後の修道院長であったRobert Stewardであった。彼の時代により上記のラムベス図書館への文書の移管が行われた。16世紀には他にも有名なコットンやボドリの手へと譲渡されていった。Cf. Ker, *Catalogue of Manuscripts containing Anglo-Saxon*, no.76. KerはT. James, *Ecloga Oxonio-Cantabrigiensis*, London, 1600 を引用しているという。
- 17世紀の内乱時に大聖堂は閉鎖され、収集家のSir Simonds D'Ewesがイーリからの文書を買取り、後それらは大英図書館のHarleian Collectionとなった。内乱の最中に教会財産は査定され、文書は分類されて収蔵される計画が立てられたが、実際には抜き取られ奪いさられた。この混乱を修正しようとしたのはdeputy-registrar of the chapter (1733-75)であったThomas Watkinsである。しかし彼の分類には載せられてはいるが、文書そのものはその時以後行方不明のものもある。J. Benthamは*History and Antiquities of the Conventual and Cathedral Church of Ely*, 1st. ed., Cambridge, 1772. において、Watkinsの分類に基づく文書を転写し、彼独自の分類記号(Liber Mなど)を付けた。19世紀に参事会長のHarvey GoodmanやArchdeaconのF.R. Chapmanらの文書保存努力の後、1930年からS.J.A. Evans師によって特許状類のカタログ化が取り組まれた。1945年以後、文書は大聖堂図書館に移され、1970年に参事会の求めにより、文書類はケムブリッジ大学図書館に収蔵されることになり、今日に至っている。
- 19) CUL, EDC, 7/12. この分類番号には疑義がある。後述する。
- 20) Owen, op. cit., pp. 161-169.
- 21) CUL, EDR, G/3/27. これにはいくつかの写本がある。BL., Cotton Nero C IIIなど。
- 22) CUL, EDR, G/3/28. 小修道院文書なのに現在は司教領文書の中に分類されている。上記のBenthamによりLiber Mと呼ばれた文書集である。
- 23) BL, Cotton, Vesp., A XIX; Harley 329. Corpus Christy College, Cambridge MS 335. そこには小修道院長の裁判上の特権に関する多くの事例も載せられているという。(筆者未見) Cf. Owen, op cit., p. 168.
- 24) *VCH*, vol.10, p. 189. ドゥームズデイ・ブックの時代には50ハイドであると登録され、ハンドレッド全体はいわゆる私領化されず、王領ハンドレッドであり、行政上はシェリフの管轄下にあったが、王領地そのものはウिल्ブラム・ハンドレッドにある2ハイドのみであった。
- 25) *VCH*, vol.10, p. 189; *An Investory of Historical Monuments in the County of Cambridge*, vol.2, *Royal Commission of Historical Monuments*, 1972, p. 116.
- 26) Farrer, *Feudal Cambridgeshire*, Cambridge, 1920, pp. 127-129; *Victoria County History, Cambridge and Ely*, vol.10, pp. 279-298.
- 27) *VCH, Camb.*, vol.10, pp. 278-79. ミラーの前掲書に収録された史料にはmonachis eiusdem lociとあるが、「小修道院」の名は出て来ない(pp. 282-3)が、*Liber Eliensis*, pp. 262-3には出てくる。*VCH*, p. 278, n20
- 28) *Calendar of Charter Rolls*, 1226-57, p. 391.

- 29) *RH*, ii, p. 487. Fraunceys家のAlanはその後、領地の一部を Anglesey Abbeyに譲渡した。 *VCH.*, vol.10, 279.
- 30) *VCH*, vol.10, pp. 282-3.
- 31) *VCH*, vol.10, p. 283; *Rotuli Hundredorum*, ii, 486; BL, Egerton, 3047, ff. 195-6; PRO, CP 25/ 1/25/37; *Feudal Aids*, i, 143.
- 32) 国王ハンドレッドでの司法と行政は国王の現地代官であるシェリフが州の裁判集会で、そしてハンドレッドではシェリフの代官であるハンドレッド・ベイリフが主宰したはずである。 *VCH*, vol.10, p. 189. しかし実際には特権を主張する領主の支配下の地域と住民に対しては、その領主の代官がいわば公権を代行した。13世紀におけるSTEIN・ハンドレッドのこの状況を示す史料については、 *RH.*, i, pp. 52-53, ii, pp. 483-484, 496; *Liber Memorandorum Ecclesie de Bernewelle*, ed., by J.W. Clark, Cambridge, 1907, pp. 274-275; *Placita de Quo Warranto*, ed., by W. Illingworth, 1818, pp. 100, 104-105, 107参照。
- 33) (Prior) *VCH*, vol.10, p. 293; *RH*, i, 52, ii, 485, *Placita de Quo Warranto*, p. 104; (Baldwin) *RH*, i, pp. 52-3.
- 34) Classification Scheme, in Cambridge University Library, Manuscript Room. この一覧表は筆者が2001年1月に転写したときのものであり、その後修正された可能性もあり、また修正されるべき性質のものである。
- 35) EDC 7 /12/1, m1. (24cm × 65cm) の表面recto冒頭は次のように書かれている。Hen[^] fil[^] r[^] Joh[^] xlix. 続いてessoin (不出廷の弁明) 一覧の後、土地訴訟が続く。左側マージンに治世年が列挙されている。それらの年度ごとのすべての訴訟が書き込まれたというよりも、特定目的の事例のみ抜粋したと思われる。2番目に書かれた治世年はE[^] fil[^] h[^] xとある。「ヘンリ3世の息子のエドワード世の10年目」は1281年に当たるから、1番目の年(1264年)からは17年ほど離れていることになる。その次の治世年はDe a^o xxxiii^o とある。エドワード1世の23年目であるとする、1294年である。この要領でDe a^o xxxi^o まで続く。羊皮紙1の裏面dorso冒頭には王名なしでann[^] xxxv^o と書かれている。しかしそれに続く治世年は連続していない。最後の欄の治世年はE a^o xxxv^{to} である。
- 36) anno xxxv Leta ___ Convictus est quod Will[^]s Wari vilag[^] qui tenet de dm[^] mess[^] cum croft in villen[^] abstravit John vicar quicquid (以下判読困難)
- 37) 羊皮紙裏面の頭部に現代の手でcourt rolls 2, 9-14 E Iと書かれている。
- 38) Cur[^] et leta apud Stevech[^] die dm[^] prox[^] post festum sti[^] Lune Evang[^] anno rr[^] E[^] xii fm[^]. と頭書きされている。
- 39) 書き出しは次の通り。Galfridus Styre quer[^] r[^] Willm[^] de God[^] in placit[^] trans[^] per Henr[^] Pyr[^] Et per e[^] ate predictm[^] Will[^]o ad ...
- 40) EDC 7/13 は、かつてはイーリ小修道院領のWest Wrattling荘園の文書を収めた紙箱の分類番号であった。7/13までがケムブリッジシャーの所領に関する文書で、7/14以降がサフォークの所領の記録である。手書きの「概要」が書き直されるべきであるが、2004年現在では変更は反映されていない。ちなみにWest Wrattlingにはフリヴィル家の荘園もある。CRO /R97/45. 拙著、第10章参照。
- 41) *VCH, Camb.*, vol.10, p. 293n.
- 42) Maitland, *Constitutional History*, pp. 33-34, 42, 155, 163. (小山貞夫訳、47-48, 59, 207, 218頁。)

(本稿は平成16年度科学研究費補助金基盤研究(c)(2)による研究成果の一部である。)